

連結納税制度見直しに係る特例的な取扱い公開草案、公表

— ASBJ

去る2月12日、企業会計基準委員会が第425回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

連結納税制度改正への対応

前回の親委員会（2020年

2月20日号（No.1570）情報ダイジェスト参照）に引き続き、実務対応報告「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い（案）」の文案が示され、審議された。

対象範囲について次のように修正されるなどの文案修正が行われた。

本実務対応報告は、改正法人税法の成立日の属する事業年度において連結納税制度を適用している企業に適用する及び改正法人税法の成立日より後に開始する事業年度から連結納税制度を適用する企業を対象とする。

委員からは反対意見はなく、出席委員全員の賛成をもって公表議決された（2月13日公

表。 https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2020/2020-0213.html）。コメント期限は3月9日まで。

リース会計基準の開発

第91回リース会計専門委員会（2020年2月20日号（No.1570）情報ダイジェスト参照）に引き続き、リース会計基準の改正について、基本方針の検討が行われた。

基本的な方針として、すべてのリースについて資産および負債を認識する会計基準の開発に着手することが決定されているうえで、次の論点について、具体的に検討する事務局案が示された。

- (1) 費用配分の方法
IFRS 16号「リース」と同様に単一モデルを基礎とする。
- (2) IFRS 16号と整合性を図る程度
IFRS 16号すべての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れる。代替的な取扱いや経過措置等を検討

し、現行のリース会計基準の改正で対応する。
(3) その他の検討事項
次の項目が挙げられた。

- ① サービスに関してリースの対象とする取引の範囲
- ② 延長オプションがある場合の比較可能性を担保する方法
- ③ 重要性に関する定め
- ④ 連結財務諸表と単体財務諸表の関係

(4) 開示

今後、開示（表示および注記）についても検討する。

*

委員からは、「専門委員会では反対意見が多く、コンセンサスが十分得られていないのに、基準開発に着手できるのか」という意見が出され、事務局からは「コンセンサスは重要。今後とも参考意見を関係者から聞いていく」と回答があった。

役員報酬としての株式発行等に関する会計基準

基準諮問会議から提言された「取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計基準の開発」について、企業会計基準委員会の新規テ

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
3月10日(火)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和2年2月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
3月16日(月)まで (注)3月15日が日曜日のため。	② 個人の確定申告、納付、延納の届出(令和元年分) 所得税・贈与税・都道府県民税・市区町村民税・事業税・事業所税 ③ 国外財産調書の提出	
3月31日(火)まで	④ 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和2年1月期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税 ⑤ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和元年12月期) 2カ月延長法人(令和元年11月期) ⑥ 消費税確定申告(1カ月ごと)(1月期) ⑦ 消費税確定申告(3カ月ごと)(1月、4月、7月、10月期) ⑧ 法人の中間申告(半期・7月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑨ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(1月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(4月、7月、10月期)	④～⑨ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ⑥、⑦ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。
(付記) 上記③については、その年の12月31日においてその価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する居住者(非永住者を除く)はその年の翌年3月15日までに国外財産調書を提出しなければならない。ただし、同日までに死亡または出国した場合を除く(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律5)。		

マとし、実務対応専門委員会
で対応することが決定された
(2020年7〜8月の公開草
案公表予定)。

会計

開示・表示の公開草案への
コメント対応、検討 ― ASBJ、収益認識専門委

去る2月6日、企業会計基準
委員会は第104回収益認識専
門委員会を開催した。

前回の専門委員会(2020
年2月10日号(No.1569)情
報ダイジェスト参照)に引き続
き、開示・表示に関する収益認
識会計基準案等に寄せられたコ
メントへの対応案が示された。

表示に関する事項

事務局から示された検討事項
の「顧客との契約から生じる収
益の対象範囲」、「収益認識会計
基準の適用範囲外の取引が含ま
れる場合の収益の分解情報の注
記の取扱い」、「金融要素の影響
の区分表示の明確化」は、基本
的に公開草案の方針を維持する
事務局案が示された。

「BS科目に顧客の契約から
生じたもの以外のものが含まれ
る場合の取扱い」については、
契約負債をBSに区分して表示
しない場合に残高を注記する修
正案が示された。

公開草案の基本的な方針・収
益認識に関する注記の定め

公開草案の基本的な方針・収
益認識に関する注記の定め

注記事項を定めるにあたって
の基本的な方針については、公
開草案を維持する事務局案が示
された。

収益認識に関する注記の定め
については、次の論点につき事
務局案が示された。

- ・ 収益の分解情報・セグメント
情報よりも詳細な収益の分解
情報の開示は費用対効果があ
いとの意見に対し、有用性が
あるとする事務局方針が示さ
れた。
- ・ 残存履行義務の注記：会計基
準案80―24項(2)「履行義務の
残存期間」はIFRS15号に
規定がないので削除すべきと
の意見に対し、同項(2)、(3)は
トピック606に基づく注記の定
めを基礎として設けられた便
法(80―22項(3)の実務上の便
法)を適用している場合にの
み注記する修正を行う。

ボジティブ・
メンタルヘルス

おっと！ 何だろう、大人って

メンタルクリエイター
江口 毅

40歳を過ぎたあたりからで
しょうか、若者から「大人です
ね」といわれることが増えてきま
した。正直なところ複雑な気持
ちです。ようやく大人になれた
のかなというくすくすするような
気持ち半分、自分はまだまだ大
人になりきれないかと認めたく
ないような気持ち半分です。

- ② 自分も他人も許すことが
できる人
- ③ 優しさと厳しさの両面を
持ち、かつ、それらを他者
に伝えることができる人

さっとこれからもこのような気
持ちは消えないのでしょうか。20
代の頃に10代の人から「大人で
すね」といわれたときも同じよう
に感じましたし、60代になったと
き年下の人からそういわれても
さっと同じように感じるのだと思
います。私たちは間違いなく「大
人」なのだけれど、まだまだ「大
人」になりきれないという気
持ちを持ち続けるのだらうと思
います。それは「大人」の定義が、
人によって、また場面や文脈によ
って異なるからかもしれません。

このように自身の考えを整理
してみると、これまで自分がど
のような人生を歩んできたか、
どのようなロールモデルと出
会ってきたか、人生においてど
のような価値観を大切にしてい
たか、などがみえてきます。ま
た、これらは自身がこうありた
いと願う姿であり、裏を返せば
自身の課題でもあります。大人
の定義を振り返ると、できてい
る場面もあれば、できていない
場面もあると思います。この自
己評価も「大人ですな」といわ
れたときの戸惑いの理由の1つ
なのかもしれません。

読者の皆さんは、「大人」を
どのように定義しますか。さま
ざまな考え方があると思いま
す。ルールを守る人、生計を
立てられる人、他人に迷惑をか
けない人、責任をとれる人、義
務を果たせる人、思うままに自
由に生きられる人など、各々思
い浮かべる言葉が出てくること
でしょう。国語辞典には1つの
解が提示されていますが、各々
が考える大人の定義に正解はな
いのですし、いろいろな考え方が
あつていいと思います。

そこで、筆者なりに大人の定
義について考えてみました。

大人の定義について考えてみ
て、言葉の定義づけという作業
は大変興味深いとあらためて思
いました。さらに掘り下げて、
「受け入れること」、「許すこと」、
「優しさ」、「厳しさ」などの定
義を考えていくと、自身の人生
観や課題がより明らかになるの
だらうと思います。

このように言葉の定義につ
いて考えていくことは面白いと思
うのですが、大切なことは定義
づけした後のあり方なのではな
いかと思います。各々の「大人
の定義」を踏まえて、「ありたい
自分」に近づけているかと、時
折立ち止まって内省し、自分を
律し、襟を正すことを続けるこ
とができる人が、「大人」なの
かもしれません。

■筆者が考える「大人」の定
義

- ① 曖昧なものを白黒つけず
曖昧なままに受け入れるこ
とができる人

専門委員からは、「残存履行義務の開示は工数がかかりそう」、「ゼネコンや造船業界の分析では残存履行義務の情報は重要」などの意見が聞かれ、引き続き検討される。

「連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表の注記の定め」

「収益を理解するための基礎となる情報の個別財務諸表の記載」は公開草案を維持するとし、「連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表のPL・BSにおける区分表示または注記の定め」については、連結財務諸表を作成している時には、個別財務諸表で表示および注記しないことができる旨を明確化する事務局案が示された。

「収益を理解するための基礎となる情報の個別財務諸表の記載」は公開草案を維持するとし、「連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表のPL・BSにおける区分表示または注記の定め」については、連結財務諸表を作成している時には、個別財務諸表で表示および注記しないことができる旨を明確化する事務局案が示された。

四半期財務諸表における注記の定め
四半期財務諸表において収益の分解情報を開示することについて、公開草案を修正せず、すべての四半期財務諸表について収益の分解情報を求める事務局案が示された。

公開草案の適用範囲（資金決済法）
仮想通貨が公開草案の適用範囲に含まれるかについて、暗号資産および電子記録移転権利に関連する取引は、範囲から除外する事務局案が示された。

会計

見積り開示基準案のコメント 対応案、引き続き検討

ASBJ、ディスクロージャー専門委

去る2月5日、ASBJは第33回ディスクロージャー専門委員会を開催した。

前回（2020年2月20日（No.1570））情報ダイジェスト参照）に引き続き、10月30日にASBJより公表された「会計上

見積り開示基準

前回の議論に引き続き、検討項目1-1について、再検討が行われた。事務局から次の文章の要約をコメント対応に記載する旨が提案された。

我が国の既存の個別の会計基準、たとえば繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損会計など、見積りに関して相応の注記を求めている会計基準が存在する。企業が識別した項目について、他の会計基準に従って開示している内容が本公開草案の開示目的を満たしている場合、追加的に開示する情報はないと考えられる。

これについて、本公開草案が最終化されたのちに、他の開示を参照する運用が安定的になされていくためには、例えば、固定資産の減損会計、税効果会計及び引当金といった項目ごとに最終化された本公開草案の下で、何について開示が要求される可能性があるか、その中で何が個別の基準で定められているのかに關して例示を示すことが考えられる。

しかし、本公開草案は原則主義のもとで具体的な開示項目及び開示内容は開示目的に照らし

て、判断することを求めている。具体的な項目を基準内で示すことはいわゆる個別アプローチの考え方に近いものとなり、包括アプローチを採用することとした趣旨を損なう可能性がある。

また、基準内で何らかの例示を示していくことは本公開草案が最終化されたのちの運用の安定性の観点からは有益であると考えられるが、例示はチェックリストのように扱われる可能性があり、本公開草案の基本的な考え方を損なう可能性があると考えられる。

専門委員からはおおむね賛成の声があがった。続いて、前回は議論されなかった次の検討項目が事務局より挙げられた。

金融

新たなリスクに緩和策を 捨てきれない米FRB

米連邦準備制度理事会（FRB）

B）のパウエル議長は2月11日、下院金融サービス委員会で半年ごとの議会証言を行った。注目されたのは、昨年10月より短期金利の乱高下を抑えるために実施しているバランスシート拡大

3-1 連結財務諸表を作成している場合は個別財務諸表の注記を省略可とすべき。仮に注記を求めるのであれば項目の識別のみとすべき。

3-2 個別財務諸表のみで識別される項目については本公開草案7項(2)などの記載を求めるべき。

いずれも「本公開草案の提案を維持する」旨が提案されたが、専門委員から反対の声は特段あがらなかった。

会計方針開示等会計基準

前回までの議論を反映したコメント対応案が示され、専門委員からは賛成の声が多くあげられた。

策の終了見込みである。

現在継続している短期国債の購入は4月-6月末までは継続するものの、その後は縮小に転じる旨を示唆している。同様の趣旨は、1月29日の連邦公開市場委員会（FOMC）後の記者

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2020年2月5日	上場子会社のガバナンスの向上等に関する上場制度の整備に係る有価証券上場規程等の一部改正について	東京証券取引所	独立役員の独立性基準を見直すとともに、上場子会社を有する場合のグループ経営の考え方や、上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策の開示の充実を図るもの。独立役員の独立性に係る判断基準に、過去10年以内に親会社または兄弟会社に所属していた者でない旨を追加すること等が定められた。2月7日施行。 https://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/revise/nlsgeu000004j7cl-att/nlsgeu000004j7ds.pdf	—
2020年2月7日	民法改正に伴う事務取扱指針の改正について	全国株懇連合会	民法改正により、消滅時効や法定利率に関する見直し等が行われることに伴うもの。 http://www.kabukon.net/pic/study_2020_01.pdf	—
2020年2月10日	会社計算規則の一部を改正する省令案	法務省	企業会計基準30号「時価の算定に関する会計基準」の公表等を受けたもの。金融商品に関する注記として表示すべき事項に「金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項」が追加されている。コメント期限は3月10日まで。 https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=300080207&Mode=0	—

会見でも示していた。FRBの金融緩和策については、実質的な「隠れ量的緩和第4弾(QE4)」だとの見方もされていたが、FRBは当初から、納税と国債入札決済が重なったことによる銀行の資金繰りの問題に対応するための理由づけていた。

これまで、米中貿易戦争の先行きが不透明であることがFRBの懸念事項の1つであったが、その後改善の兆しがみえ、アメリカ経済の堅調な拡大基調が見込まれていた。ところが、中国発の新型コロナウイルス感染症の問題が、新たなリスクとして浮上してきた。そのため、株式市場や債券市場は、中央銀行による追加金融緩和を織込みに行く構えをみせているとされる。発生元の中国では、中国人民銀行(中央銀行)が2月3日、公開市場操作(オペ)で金融市場に1兆2,000億元約18兆7,000億円)を供給するなど、すでにその動きが出始めている。

FRBのパウエル議長は、今回の新型コロナウイルス感染症の問題が、貿易問題やイギリスの合意なき欧州連合(EU)離れの懸念に加えて、世界経済の新たなリスクになっていると明言している。今後FRBは引締め方向へは動けず、コロナウイルス問題の世界経済への影響度に応じて、短期国債購入の継続か、あるいは新たな緩和策導入の構えを示さざるを得ないのではないかと推測が広がっている。

一方、米国の利下げ、中国の景気対策(財政支出の増加)、EUの財政政策の転換などの話題が、国際通貨基金(IMF)や欧州中央銀行(ECB)など国際金融機関トップの積極的な政策姿勢を示唆する発言とあいまって、株価の支援材料となっているとの見方もある。今後、最も重要な株価材料は、新型コロナウイルスの感染問題がいつ、どのような形で収束するか、という点にある。2月中旬現在、まだ感染の勢いは衰えていない。このため、新型コロナウイルスの流行が景気や企業収益にマイナスをもたらすのではないかと懸念は去っておらず、現在の順調な株価上昇が長期化することはないとみられている。

証券

世界の株価回復は予想外に順調

中国の株式市場が春節の長期休暇に入っている間、新型コロナウイルスの感染症問題が深刻化し、世界の株式市場の雰囲気は急速に悪化した。中国市場が再開された2月3日、どこまで株価が下落するのか、世界中の注目が集まった。1日の下げ幅は、中国の約8%が最大で、アジア市場は1~2%、中国と時差のある欧米市場では、逆にわずかながら株価が上昇した。

その後は、全世界の株価が上昇基調となった。2月半ばの直前下値からの回復は日米が3~4%、新型コロナウイルス発生地の中国は7%弱、韓国、香港、イギリスやドイツといった欧州主要国では5%程度に達した。世界の株式市場を動かしているヘッジファンドなどの機関投資家は、1日だけ下げを受け入れた後、即買いに転じたことによる。機関投資家は最新の投資理論に基づいてリスクを取る方向へ、日本市場でいわれるところの「事故に売りなし」が示すような投資判断を行ったとみられている。

株式市場を取り巻く世界経済情勢は、2月以降も底入れや好